

手当制度

▼地域福祉課
☎ 23-3697 FAX 23-3545

田原市障害者手当

【対象】市内に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】原則7・11・3月の25日
(申請月の翌月から支給)

【支給額】月額

区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者のうち、18歳以上の方で本人非課税の場合または満の方で世帯全員非課税の場合、額500円が加算されます

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】次のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳1～2級の該当者
・療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
・身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者

【支給月日】原則4・8・12月の25日
(申請月の翌月から支給)

【支給額】月額

区分	支給額
1種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定(IQ35以下)の合併症者
2種	第1種以外の該当者

※所得により支給制限があります

【対象】次の全てに該当する方
・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方に
・障害を支給理由とした年金を受けている方

障害児福祉手当

愛知県在宅重度障害者手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当について、年1回、8月中に所得状況届を提出することになっています。必要書類などは受給者宛てに郵送します。

【支給月日】原則5・8・11・2月の10日
(申請月の翌月から支給)

【対象】次の全てに該当する方
・20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
・施設に入所していない方
・継続して3ヶ月以上の入院をしていない方

特別障害者手当

【支給月日】原則5・8・11・2月の10日
(申請月の翌月から支給)
・施設に入所していない方

【支給額】月額

区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患有する方

※所得により支給制限があります

区分	支給額
重度	身障手帳が1～2級の児童、または療育手帳がA判定の児童
中度	身障手帳が3級および4級の一部の児童、または療育手帳がB判定の児童

※所得により支給制限があります

【支給額】月額

【支給月日】原則4・8・11月の11日
(申請月の翌月から支給)

【対象】20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

特別児童扶養手当

区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患有する方

※所得により支給制限があります